

11. (Gno.31) 電子商取引・電子決済と法制度に関する総合的研究（電子商取引・決済法研究会）

代表：杉浦 宣彦

1997/06/27（承認）1997年度（開始）

【研究の目的】

電子商取引と電子決済の実用化に伴い生成・発展する新しい法分野を「電子商取引・決済法」と称して認識し、同分野における諸問題の分析と検討につき、国際的交流と協調を図りつつ、比較法的研究を中心にした学際的・総合的研究を行う。

【研究活動及び成果】

総括

対面での研究会の実施が以前通りできる状況になってきたが、2023年度も研究会を開催するには至らなかった（研究会の実施も2024年3月に検討したが、グループメンバーとの日程が合わず、開催できなかった）ものの、本研究グループを中心に、これまでの各自の成果を集めた電子商取引・電子決済と法制度に関する論考を含めた、グループ前代表の福原 紀彦教授の「古稀記念論文集」を『法学新報』を通じて2024年3月に発刊することができた。また、2023年末から文眞堂を通じて、本研究グループを中心にさらに外部の専門家を交えた論考集が2025年初頭までに発刊される予定である。

2024年度計画でより明らかにする予定であるが、「事業性融資の推進等に関する法律案」が出されたことで、電子商取引や決済も新しいビジネスモデルの登場が予測されることから、2024年夏以降の定期的な開催の準備を進めている。

刊行物

『法学新報』 130巻 9・10号「福原紀彦先生 古稀記念論文集」（2024年3月）（一部、研究グループメンバー執筆）